

令和4年1月26日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	廣 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	藤 埴 理 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	木 村 千 秋 君
11 番	後 藤 省 治 君	12 番	富 田 栄 次 君
13 番	栗 田 利 朗 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	片 岡 兼 男 君
総 務 課 長	藤 塚 康 孝 君	企画調整課長	小 川 裕 司 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	多 賀 靖 君
建 設 課 長	小 森 俊 宏 君	産 業 課 長	小 竹 武 志 君
上下水道課長	藤 江 和 明 君	会計管理者兼 会 計 課 長	北 村 嘉 彦 君
消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君	教 育 長	和 田 満 君
学校教育課長	藤 塚 正 博 君	生涯学習課長	川 瀬 桂 一 郎 君

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	青 木 隆 一	書 記	陸 田 友 彦
書 記	広 瀬 有 里		

4 議事日程

日程第1 報告第1号 専決処分の報告について

日程第2 議 第 1 号 専決処分の承認について

日程第3 議 第 2 号 （仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業請負契約の締結について

日程第4 議 第 3 号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第9号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより令和 4 年第 1 回垂井町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、お願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今臨時会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3 番 乾豊君、5 番 藤埴理君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（富田栄次君） 日程第 1、報告第 1 号 専決処分の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第 1 号 専決処分の報告について、提案理由を御説明申し上げます。

昨年の令和 3 年11月 7 日午前10時50分頃、栗原地内、県道228号線上におきまして、町有自動車が十字路交差点を右折する際、追越しの相手方自動車と接触をいたし、破損させた事故につきまして、本年令和 4 年 1 月 7 日に地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同法第 2 項の規定により議会に報告をいたすものでございます。

なお、このたびは、係ります職員の不注意によりまして大変御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。

細部にわたりましては産業課長に補足説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 報告第 1 号 専決処分の報告について、補足説明をさせていただきます。

まず、事故の発生状況ですが、去る令和 3 年11月 7 日午前10時50分頃、垂井町栗原字大正

663番1地先、県道228号栗原青野線におきまして、有害鳥獣の回収のため、車のハザードランプを点灯しながら南に向かっていました。北大正橋を過ぎた十字路交差点におきまして、職員が右折をしようとしたところ、後ろから追越しをしようとした相手方車両の左前部と接触し、損傷させたものであります。幸いにも人身事故には至らず、公用車につきましては、バンパー右側付近を損傷したところであります。

このたび相手方と示談が成立し、過失割合につきましては、当方が80%、相手方が20%で、当方の対物損害賠償額を19万2,069円、相手方責任額を2万3,978円として相殺した額を支払うものであります。

今回はこのような事故を引き起こしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。今後、より一層の交通事故防止を図ってまいりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第2 議第1号 専決処分の承認について

○議長（富田栄次君） 日程第2、議第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第1号 専決処分の承認につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係ります予算について補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度垂井町一般会計補正予算（第8号）を、令和3年12月17日に専決処分いたしました。

そのため、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決第4号、令和3年度垂井町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ2億886万4,000円を追加し、予算総額を98億5,129万4,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、民生費では子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係ります需用費、役務費、委託料及び負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行った次第でございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金の増額をさせていただきました。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） 議第1号 専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

本件、専決第4号 専決処分書は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経費を補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度垂井町一般会計補正予算（第8号）について、専決処分により措置いたしましたものでございます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億886万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億5,129万4,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款3民生費、項2児童福祉費、目10子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国においては子育て世帯への生活を支援する観点から、18歳以下の子供がいる世帯に対し10万円相当の支援が決定されました。

当初、対象児童1人当たり5万円を12月中に現金給付し、1月以降に5万円相当のクーポン給付を基本に事業が進められていたため、本町におきましては、先行して現金5万円の給付に要する経費を補正させていただいたところでございます。

その後、残りの5万円分につきまして、国が急遽現金給付を容認されたことから、このたび現金給付に要する経費の補正をお願いするものでございます。

事務費といたしましては、需用費で25万9,000円、申請書等の郵送料の役務費で14万7,000円、給付金給付に係りますシステムの運用支援業務の委託料で45万8,000円、事業費といたしましては、負担金、補助及び交付金で2億800万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

続きまして、5ページの歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金におきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金として2億800万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金として86万4,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時11分 休憩

午前9時55分 再開

○副議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第3 議第2号 （仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業請負契約の締結について

○副議長（若山隆史君） 日程第3、議第2号 （仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第2号 （仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本事業につきましては、地方自治法第234条及び同施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約にて、松井・宇佐美・とみた・環境デザイン異業種特定建設共同企業体、代表企業、名古屋市中区栄5丁目28番12名古屋若宮ビル7階、松井建設株式会社名古屋支店執行役員支店長 野村守宏と13億9,810万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） 議第2号 （仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業請負契約

の締結につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書並びに見積結果表につきましても御覧いただきたいと思います。

本契約につきましては、提案内容及び提案価格を総合的に評価して、選定事業者を決定します公募型プロポーザルにより行いましたところ、1共同企業体から参加申込みがございました。

審査は参加資格審査と提案審査に分けて実施し、参加資格審査では、本事業を実施するために構成された複数の企業の参加資格について、募集要項等に示す参加資格要件に基づき行いました。

提案審査は、提案審査書類について、審査基準書に従い業務実績や地域貢献について1次審査を行い、去る令和3年12月15日、（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業者審査選定委員会が提案審査書類の内容に関するヒアリングを受けて2次審査を行い、最優秀提案者を選定いたしました。

審査選定委員会の審査結果に基づき、最優秀提案者を選定事業者と決定し、地方自治法第234条及び同法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきまして、去る1月14日付をもちまして随意契約により仮契約を締結したところでございます。

議案書にもございますとおり、消費税を含めまして13億9,810万円で、松井・宇佐美・とみた・環境デザイン異業種特定建設共同企業体の代表者でございます、愛知県名古屋市中区栄5丁目28番12名古屋若宮ビル7階、松井建設株式会社名古屋支店執行役員支店長 野村守宏と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

事業の概要につきましては、垂井町庁舎跡地等活用基本計画に基づき、「誰もが楽しく・安全に集える垂井の賑わい拠点づくり」を活用理念に、旧庁舎に代わる新施設の設計施工を一括で行います。

設計に関する業務では、事前調査業務、基本設計業務、実施設計業務、各種申請等業務を行います。施工に関する業務では、行政機能、貸室機能、住民機能から成る、延べ床面積2,000平米を基本とする新施設の建設工事、また旧庁舎、倉庫、駐輪場及び中央公民館などの既存施設の解体撤去工事を行います。

なお、事業期間につきましては、令和6年3月15日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第２号（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

日程第４ 議第３号 令和３年度垂井町一般会計補正予算（第９号）

○議長（富田栄次君） 日程第４、議第３号 令和３年度垂井町一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第３号 令和３年度垂井町一般会計補正予算（第９号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ２億9,105万7,000円を追加し、予算総額を101億4,235万1,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では、ふるさと納税管理業務委託料及びマイキーＩＤ設定支援事務に係る労働者派遣業務委託料に係ります委託料、民生費では住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係ります職員手当等、需用費、役務費、委託料及び負担金、補助及び交付金を、教育費では、小・中学校体育館照明器具等の修繕に係ります需用費につきまして、それぞれ増額の措置を行いました。

財源につきましては、国庫支出金及び寄附金をそれぞれ増額いたし、繰入金を減額した次第でございます。

以上、細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） 議第3号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第9号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,105万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億4,235万1,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書7ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費におきましては、12月定例会においてふるさと納税の増額補正をお認めいただきましたが、当該見込額をさらに上回る見込みとなりましたので、ふるさと納税管理業務委託料2,008万5,000円の総額、また国のマイナポイント事業第2弾の実施に伴いますマイキーID設定支援業務に係ります労働者派遣業務委託料126万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

労働者派遣事業につきましては、全額国庫支出金を見込んでいます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目16住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある方々の生活、暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業でございます。

事務費といたしましては、職員手当等で25万5,000円、需用費で37万4,000円、申請書等の郵送料、振込手数料の役務費で141万2,000円、給付金給付に係りますシステムの運用支援業務などの委託料で288万7,000円、事業費といたしましては、負担金、補助及び交付金で2億6,300万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

次に8ページ、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費におきましては、小学校体育館照明器具の修繕に係ります需用費128万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費におきましては、中学校体育館照明器具等の修繕に係ります需用費50万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、6ページの歳入を御説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金におきましては、個人番号カード利用環境整備費補助金として142万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2民生費国庫補助金におきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金として2億6,792万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金におきましては、今年度のふるさと納税額が予算額を上回る見込みとなりましたので、4,150万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金におきましては、1,979万

2,000円の減額補正をお願いし、収支の均衡を図るものでございます。

続きまして、議案書に戻っていただきまして、第2条繰越明許費でございます。

第2表、3ページを御覧ください。

款3 民生費、項1 社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の経費2億6,792万8,000円を令和4年度に繰り越して実施することをお願いするものでございます。

なお、9ページからは給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第9号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和4年第1回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時13分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

垂井町議会副議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 乾 豊

会議録署名議員 藤 埴 理